

平成20年第2回

岐阜県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

平成20年7月30日 開会

平成20年7月30日 閉会

岐阜県後期高齢者医療広域連合議会

平成20年第2回岐阜県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録目次

7月30日（水曜日） 第2号

議事日程	1
本日会議に付した事件	1
出席議員	2
欠席議員	2
欠員	2
説明のために出席した者の職氏名	2
職務のために出席した職員	3
開会	3
議席の指定	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
議長の選挙	4
新議長あいさつ	4
議案第8号から議案第13号まで6件上程、説明	4
質疑	
大山耕二議員	6
採決	7
一般質問	
高橋 滋議員	8
大山耕二議員	9
山田 豊議員	11
日置敏明議員	12
野村 誠議員	13
岡崎和夫議員	14
閉会	16

議事日程

平成20年7月30日（水曜日） 午後2時開議

- 第1 議席の指定
 - 第2 会議録署名議員の指名
 - 第3 会期の決定
 - 第4 議長の選挙
 - (第5から第10まで上程一表決)
 - 第5 議案第8号 平成20年度岐阜県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）
 - 第6 議案第9号 平成20年度岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
 - 第7 議案第10号 岐阜県後期高齢者医療広域連合派遣職員の手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 第8 議案第11号 岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 第9 議案第12号 岐阜県後期高齢者医療広域連合広域計画の変更について
 - 第10 議案第13号 平成19年度岐阜県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について
 - 第11 一般質問
-

◎本日の会議に付した事件

- 第1 議席の指定
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 会期の決定
- 第4 議長の選挙
- 第5 議案第8号 平成20年度岐阜県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）
- 第6 議案第9号 平成20年度岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 第7 議案第10号 岐阜県後期高齢者医療広域連合派遣職員の手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第8 議案第11号 岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第9 議案第12号 岐阜県後期高齢者医療広域連合広域計画の変更について
- 第10 議案第13号 平成19年度岐阜県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について
- 第11 一般質問

出席議員（44人）

1番 成原嘉彦君
 2番 大野通君
 3番 大前恭一君
 4番 伊藤義彦君
 5番 高橋滋君
 6番 國島芳明君
 7番 木本新一君
 9番 尾藤義昭君
 10番 大山耕二君
 11番 太田松雄君
 12番 日比野豊君
 13番 水野光二君
 14番 白木義春君
 15番 可知義明君
 16番 渡辺直由君
 17番 大野信彦君
 18番 森 真君
 19番 山田 豊君
 20番 平野 元君
 21番 堀 孝正君
 22番 井上久則君
 24番 日置敏明君

25番 野村 誠君
 26番 松永清彦君
 27番 片桐博彰君
 28番 広江正明君
 29番 稲葉貞二君
 30番 中川満也君
 31番 浅井健太郎君
 32番 吉田弘義君
 33番 木野隆之君
 34番 小川徳喜君
 35番 小宮孝生君
 36番 杉山茂君
 37番 岡崎和夫君
 38番 室戸英夫君
 40番 坂井弘道君
 41番 赤坂政美君
 42番 日下部明伸君
 43番 井戸敬二君
 44番 赤塚新吾君
 46番 安江和芳君
 47番 安江眞一君
 49番 安谷 尚君

欠席議員（4人）

8番 古川雅典君
 23番 藤原 勉君

39番 南山宗之君
 48番 渡辺公夫君

欠 員（1人）

45番

説明のため出席した者の職氏名

広域連合長 細江茂光君
 副広域連合長 小川 敏君
 副広域連合長 土野 守君
 副広域連合長 佐藤光宏君

副広域連合長 今井良博君
 事務局長 笠井恒明君
 会計管理者兼会計課長 近松邦雄君
 総務課長 高木義彦君

資格電算課長 遠藤 知 明 君

給付課長 矢 嶋 弘 治 君

職務のために出席した職員

書記長 川 部 昌 洋

書記 林 昭 義

開会開議

午後 2 時 5 分開会

○副議長（安江和芳君） 本議会の議長でありました浅井議員から 5 月 15 日付で議員辞職願が提出され、これを許可しましたので、ただいま議長が欠けております。

よって、地方自治法第 106 条第 1 項の規定により、私が議長の職務を行います。

それでは、定足数に達しておりますので、ただ今から平成 20 年第 2 回岐阜県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配布申し上げたとおりであります。

第 1 議席の指定

○副議長（安江和芳君） 日程第 1、議席の指定を行います。

今回当選されました議員の議席は、会議規則第 4 条第 2 項の規定により、副議長において、

1 番、成原嘉彦君、2 番、大野 通君、5 番、高橋 滋君、6 番、國島芳明君、7 番、木本新一君、10 番、大山耕二君、12 番、日比野豊君、22 番、井上久則君、23 番、藤原 勉君、24 番、日置敏明君、25 番、野村 誠君、34 番、小川徳喜君、40 番、坂井弘道君、以上のとおりに指定します。

第 2 会議録署名議員の指名

○副議長（安江和芳君） 日程第 2、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第 75 条の規定により、副議長において、9 番、尾藤義昭君、37 番、岡崎和夫君の両君を指名します。

第 3 会期の決定

○副議長（安江和芳君） 日程第 3、会期の決定を議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日 1 日間と定めたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（安江和芳君） ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は本日 1 日間と決しました。

第4 議長の選挙

○副議長（安江和芳君） 日程第4、議長の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によることとし、副議長において指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（安江和芳君） ご異議なしと認めます。よって、副議長より指名します。

議長に大野 通君を指名します。ただいまの指名にご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（安江和芳君） ご異議なしと認めます。

ただいま当選されました大野 通君が議場におられますので、本席から議長選挙の当選人である旨を告知します。

議長からごあいさつがあります。

〔議長大野 通君登壇〕

○議長（大野 通君） ただいま岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議長にご推挙いただきました大野 通でございます。

4月に制度が始まり、様々な課題が出ておりますが、後期高齢者医療制度を円滑に運営させるという使命を果たせるよう、議長の職務に当たるとともに、公正な議会運営に努める所存であります。

どうか皆様のご指導、ご鞭撻を心よりお願い申し上げましてごあいさつとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○副議長（安江和芳君） 議長席にお着き願います。

〔副議長退席、議長着席〕

第5 議案第8号から第10 議案第13号まで

○議長（大野 通君） それでは、日程第5、議案第8号から日程第10、議案第13号まで、以上6件を一括して議題といたします。

これら6件に対する提出者の説明を求めます。広域連合長、細江茂光君。

〔細江茂光君登壇〕

○広域連合長（細江茂光君） 平成20年第2回岐阜県後期高齢者医療広域連合議会定例会が開催されるに当たりまして、議員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、ご出席いただき、厚く御礼申し上げます。

後期高齢者医療制度は、その対象としている方々が、主に75歳以上の高齢者でありまして、この75歳以上の高齢者の方々に言えますのは、長年にわたり社会に貢献され、また社会の中では最も支援を要する年齢層であります。4月の制度開始当初、高齢者の方々の生活実態や気持ちに対するきめ細かな配慮が必ずしも十分でないのではないかと指摘もありまして、さらに制度に対する周知の不足もありまして、多くの苦情が寄せられ、また、県下市町村及び議員の皆様には被保険者へのご理解を得るため、大変なご尽力をいただきましたことに対しまし

て、厚く御礼申し上げたいと思います。

こうした状況を踏まえまして、広域連合といたしましても市町村からのご意見等をいただきながら国へ様々な要望をしまいましたが、6月12日に政府・与党におきまして、高齢者医療の円滑な運営のための負担の軽減等についてが取りまとめられ、これに基づき政省令の改正が行われたところであります。当広域連合におきましても、この改正の趣旨に沿った所要の見直しを行おうとするものでございます。

それでは、今回提案いたしました議案につきましてご説明申し上げます。

議案第8号、平成20年度岐阜県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算であります。

今回の補正予算は、歳入歳出に1億7,763万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を4億2,738万6千円とするものであります。

歳入の主たるものは、分担金及び負担金において、市町村負担金のうち後期分の事務費負担金1億2,323万4千円を減額しておりますが、これは平成19年度におきまして、経費節減に努めたことなどで生じた決算剰余金を繰越金として、2億1,126万円を増額することで補正するものでございます。

歳出の主なものは、総務費においては、財政調整基金条例に基づき、前年度の決算剰余金の一部を積み立て、平成19年度に超過交付となりました国庫補助金の返還金として、167万1千円を計上し、新たに民生費を設け、後期高齢者医療特別会計において制度見直し等に伴い必要となる事務費を賄うための繰出金として、6,588万1千円を計上するものでございます。

議案第9号は、平成20年度岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算であります。

今回の補正予算は、歳入歳出に1億3,487万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を1,676億8,983万5千円とするものであります。

歳入の主なものは、市町村支出金において、特別対策として、所得の少ない方の保険料軽減を実施することに伴い、保険料負担金を6億1,684万3千円減額するとともに、国庫支出金においては、ただいま申し上げた保険料軽減にかかる費用の全額や広報経費など特別対策の費用が特別調整交付金で措置されたことから、6億7,083万2千円を計上し、また、諸収入において、交通事故等による返還金として第三者納付金に1億5,000万円を計上いたしております。

歳出の主なものは、一般管理費においては、特別対策の実施に伴うシステム改修等の委託料として、6,745万2千円を、市町村で行う広報経費等への助成金として、5,000万円を、また、保健事業費に、市町村が実施する長寿・健康増進事業への助成金として150万円を計上いたしました。

次に議案第10号は、岐阜県後期高齢者医療広域連合派遣職員の手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

これは、地域手当の支給割合を、広域連合の事務所所在地である岐阜市の支給割合が改定されたことに伴い、これに準じて改定しようとするものであります。

議案第11号は、岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

これは、被保険者の健康の保持増進事業の実施及び平成20年度の保険料について、7割軽

減世帯の軽減割合をおよそ8.5割とし、年金収入211万円までの方の所得割額を5割軽減することで、所得の少ない方の負担の軽減を図ろうとするものであります。

議案第12号は、岐阜県後期高齢者医療広域連合広域計画の変更についてであります。

これは、被保険者の健康の保持増進のために、健康診査のほか必要な事業を実施するため、広域計画を変更するものであります。

議案第13号は、平成19年度岐阜県後期高齢者医療広域連合一般会計の決算認定であります。

平成19年度の一般会計の歳入総額は、15億4,085万991円、歳出総額は、13億2,859万259円、歳入歳出差引額は2億1,226万732円となりました。

歳入の主なものは、分担金及び負担金の市町村負担金が6億2,278万9千円、国庫支出金においては、平成20年度における被用者保険の被扶養者であった方の保険料軽減特例措置分等への高齢者医療制度円滑導入臨時特例交付金が7億8,195万7,811円、諸収入においては、岐阜県市町村振興協会助成金が1億円でございます。

歳出の主なものは、総務費においては、市町村派遣職員の人件費負担金が1億5,725万1,302円、財政調整基金へ前年度決算剰余金919万7,234円を全額積み立ていたしました。

また、民生費においては、制度施行に向け電算処理システム構築や被保険者証等の作成業務などの委託料として1億9,562万3,519円、歳入でご説明いたしました被用者保険の被扶養者であった方の保険料軽減特例措置分として国から交付された7億8,195万7,811円を後期高齢者医療制度臨時特例基金に積み立てをいたしました。

決算成果説明書並びに監査委員の審査意見書を添付してありますので、ご参照いただきたいと思います。

以上、今回提案いたしました議案についてご説明をさせていただきました。高齢者の方々に安心していただけるよう制度運営において、今後とも市町村と緊密に連携しながら努めてまいりますので、よろしくご審議の上、適切なご決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大野 通君） 質疑の通告がありますので、これを許します。10番、大山耕二君。

〔大山耕二君登壇〕

○10番（大山耕二君） 議案第12号について、ご質問をさせていただきます。現行の健康診査を市町村に委託して行なうということから、改定後は、健康診査のほか必要な事業を広域連合と市町村が連携して行うという変更でございますが、具体的にどのようなことなのかをお伺いいたします。以上でございます。

○議長（大野 通君） 事務局長、笠井恒明君。

〔笠井恒明君登壇〕

○事務局長（笠井恒明君） 広域計画の変更理由についてお答えいたします。

今回の改正は、政府・与党の決定した、高齢者医療の円滑な運営のための負担軽減等についてを受けまして、調整交付金の算定省令が改正されました。

これによりまして、高齢者の方々の健康づくりのため、従来から市町村に委託して実施する健康診査に加えまして、新たに市町村が実施する事業への助成が国の特別調整交付金の対象となりました。

改正前は保健事業として、健康診査を市町村に委託して行うことに限定しておりましたが、

先ほどの算定省令の改正によりまして、市町村の実施する事業へ広域連合が補助を行うことも可能となりましたことから、従来の委託も含め、連携という表現とさせていただいたところでございます。

○議長（大野 通君） 以上で質疑を終結します。

○議長（大野 通君） これら6件に対する討論の通告はありません。

○議長（大野 通君） これより、採決を行います。

まず、議案第8号を採決します。お諮りします。

本件については、これを原案のとおり決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」と呼ぶ者あり〕

○議長（大野 通君） ご異議なしと認めます。よって、本件については、原案のとおり決しました。

○議長（大野 通君） 次に、議案第9号について採決します。お諮りします。

本件については、これを原案のとおり決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」と呼ぶ者あり〕

○議長（大野 通君） ご異議なしと認めます。よって、本件については、原案のとおり決しました。

○議長（大野 通君） 次に、議案第10号について採決します。お諮りします。

本件については、これを原案のとおり決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」と呼ぶ者あり〕

○議長（大野 通君） ご異議なしと認めます。よって、本件については、原案のとおり決しました。

○議長（大野 通君） 次に、議案第11号について採決します。お諮りします。

本件については、これを原案のとおり決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」と呼ぶ者あり〕

○議長（大野 通君） ご異議なしと認めます。よって、本件については、原案のとおり決しました。

○議長（大野 通君） 次に、議案第12号について採決します。お諮りします。

本件については、これを原案のとおり決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」と呼ぶ者あり〕

○議長（大野 通君） ご異議なしと認めます。よって、本件については、原案のとおり決しました。

○議長（大野 通君） 次に、議案第13号について採決します。お諮りします。

本件については、これを認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」と呼ぶ者あり〕

○議長（大野 通君） ご異議なしと認めます。よって、本件については、これを認定すべきものと決しました。

第11 一般質問

○議長（大野 通君） 日程第11、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次これを許します。5番、高橋 滋君。

〔高橋 滋君登壇〕

○5番（高橋 滋君） 大垣市の高橋でございます。通告に従いまして、広域連合議会議員報酬の廃止について提案をさせていただきます。

後期高齢者医療制度は、75歳という年齢で区分し、高齢者に新たな負担を生じるなど様々な問題を抱えております。このため制度の一部見直しや凍結を決めましたが、依然、課題は多く、高齢者にとって怒りと不安を与えていることは明らかであります。

こうした中、私はこれまでわが国の繁栄を支えていただいた高齢者のお気持ちを考えますと、広域連合議会議員の報酬は、金額の多寡を問わず、廃止すべきであると考えております。

また、全国的に目を向けてみますと、北海道、島根県、愛媛県の広域連合が報酬を支給しないと条例で定めております。

以上の点から広域連合議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例を改正し、報酬を廃止することで、被保険者のために有効活用されることを切に要望し、提案を申し上げるものであります。

また、費用弁償については、現在公用車以外で議会に出席される場合に支給されておりますが、遠隔地の方には高速料金等の実費を支給するなど、基準の見直しについて、検討いただきますように考えております。

先般、副連合長であります大垣市長を通じて、正副連合長会議で討議をいただくように提案を申し上げましたが、残念ながら取り上げていただくことができませんでしたので、こうして質問させていただきますので、前向きな答弁をいただきますようお願いして、質問を終わります。

○議長（大野 通君） 広域連合長、細江茂光君。

〔細江茂光君登壇〕

○広域連合長（細江茂光君） ただいまのご質問にお答えします。趣旨は議員報酬を廃止したらどうか、そのための条例改正を行ったらどうかというご質問かと思えます。

後期高齢者医療制度につきましては、様々ご意見が存在しておりますし、我々地方のみならず、国においても様々な議論がなされております。ご指摘のように高齢者というのは、我々としてはしっかり守っていかなければいけない方々でありますので、その方々が納得していただける制度として、我々の方から国などに対して、制度設計についても、見直しについても要望していこうということでもあります。

一方で、国に対しましても、もともとの制度設計のみならず、今後の制度の見直しについて、実際に我々保険者である地方の意見を十分聞いてほしい、また十分に意見を聞かないままに制度を見直していきますといろんな所で不都合が出てくるということで、地方の意見を十分聞いてほしいと何度も繰り返し申し上げているところであります。

なお、この制度につきましてはありますが、申し上げるまでもありませんが、平成18年6月14日に成立いたしました健康保険法等の一部を改正する法律が基になっておりまして、これが可決・成立した上で、平成18年6月21日に公布され、医療制度が始まったものであります。

この法律改正を受けまして、岐阜県後期高齢者医療広域連合は、平成18年12月22日までに、県内42の全市町村議会で規約の制定、広域連合設立の議決をいただき、平成19年1

月23日岐阜県知事の設置許可により成立し、平成19年2月1日に県内全市町村を構成団体として設立され、現在に至っているものであります。

お尋ねの議員報酬につきましては、地方自治法第203条には、議員の報酬は支払わなければならないと規定されておりますが、一方で、ただいま議員のご指摘のように北海道、愛媛、島根の3県におきましては、議員報酬並びに連合長、副連合長の報酬を支払わない条例となっております。

また、ご存知のとおり福島県の矢祭町におきましては、定額ではなくて、いわゆる日当制で議員報酬を支払うなど工夫をされているのも事実であります。そのようなことも踏まえながら、私どもは、3県を除く他県の例を参考にしながら、色んなことを勉強した上で、理事者側としての提案をし、正副連合長会議を経まして、平成19年3月28日開催の平成19年第1回岐阜県後期高齢者医療広域連合議会臨時会におきまして、出席議員のご賛同を得まして、全会一致で関係条例を制定したものであります。

ご提案の議員報酬の廃止につきましては、地方自治法第112条によりますと議員提案による方法もあるということであります。この議員提案があれば、広域連合議会におきまして、十分ご審議いただきながら、本議会で条例改正も可能と考えております。

なお、一方で、先ほどのご指摘のように1円たりとも経費を削減すべきだという考え方から、費用弁償の見直しなどをはじめとした経費の節減に努力してきております。

今後とも経費節減のため、不断の努力をしていくことは当然のことでありますので、我々広域連合といたしましては、しっかりと取り組んで参りたいと考えているところであります。以上、質問にお答えいたしました。

○議長（大野 通君） 5番、高橋 滋君。

〔高橋 滋君登壇〕

○5番（高橋 滋君） 先ほどは連合長さんから前向きなご答弁をいただきましたが、経費節減に一層努めるというご答弁をいただきました。次回の定例会に提案をしていただけるかどうかを再度お尋ねして、質問を終わります。

○議長（大野 通君） 広域連合長、細江茂光君。

〔細江茂光君登壇〕

○広域連合長（細江茂光君） 先ほども縷々ご説明申し上げましたとおり、様々な事例を十分に検討の上、広域連合議会の皆様方の全会一致のご承認を得て、制定をいたしました条例であります。

この条例が施行されてわずかでありますので、理事者側として提案する予定はありませんので、先ほど申し上げたとおり、議員提案して、提案なされて、もしされるのであれば、その道は残されるということでありますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（大野 通君） 10番、大山耕二君。

〔大山耕二君登壇〕

○10番（大山耕二君） 通告に従って一般質問をさせていただきます。初めに後期高齢者医療制度は始まったばかりでありまして、見直しが必要なところも多いと思います。そのため、私は市民の声を広域連合や、あるいは国にしっかり届けることが責務と考えております。

この見直しに当たっては、市町村、広域連合、国がしっかりと連携していくということが大切であると思っております。

そういう中で、最近においては、広報の事務を市町村の事務に追加するという厚生労働省令が公布されましたが、その際に市町村の意見が十分に汲み取られたかということについては、まだまだ伝令不足の感を持っているところであります。

それでは、2点お尋ねいたします。1点目は、資格証明書の運用基準についてでございます。

後期高齢者医療制度については、平成20年6月12日、政府・与党において、高齢者医療の円滑な運営のための負担の軽減等についてがとりまとめられ、この見直し方針に資格証明書の運用については、広域連合ごとに統一的な運用基準を設けることとされています。この運用基準についてどのようにお考えなのかをお伺いいたします。

2点目は、広域連合は平成19年2月1日の設立から1年半あまりが経過し、各市町村からの派遣職員が事務を行っておりますけれども、組織体制について、継続性から見て改善すべきものは無いのかどうか、その点をお伺いいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（大野 通君） 事務局長、笠井恒明君。

〔笠井恒明君登壇〕

○事務局長（笠井恒明君） 2点のご質問をいただきましたので、順次お答えいたします。

まず、1点目の資格証明書の運用基準についてのご質問にお答えをいたします。

資格証明書は、特別な事情もなく保険料の滞納が1年以上続く場合には、被保険者証に代わり交付されることになります。

当広域連合では、昨年から市町村職員を加えまして、短期被保険者証・被保険者資格証明書検討小委員会を設置いたしまして、今年中に岐阜県における資格証明書の交付などの統一基準を作ることといたしております。

今までのところ、一律に交付するのではなく、納付相談を行いながら、短期被保険者証を活用するなどして資格証明書を交付する案などが議論されておりますが、引き続き小委員会での協議、討論を経た上での基準作りを考えております。

なお、国は資格証明書の一律の基準を示すことは適当ではないと申しております。しかしながら、一方では、例えば、夫婦で年金収入が年額238万円以下の被保険者均等割軽減世帯に属する方につきましては、資格証の交付はしないなどの考え方が示されましたので、これにつきましても協議していくつもりでございます。

いずれにいたしましても、資格証明書の運用につきましては、他県の状況や国の考え方を注意しながら、市町村の担当窓口で対応できるよう統一的な運用基準を策定していきたいと考えております。

次に、2点目の広域連合の組織体制についてのご質問でございますが、広域連合の職員は現在、19市1町から派遣されており、職員数は28名となっております。派遣期間による内訳は、この4月からの派遣職員が12名、昨年4月からの職員が9名、それ以前からが7名というものでございます。

現在のところ、派遣元団体のご配慮によりまして、業務に即時対応できる職員を派遣していただいていることに併せまして、構成市町村のご協力により、制度施行当初の混乱した状況下において、現行の組織体制で何とか対応できていると考えております。

しかしながら、今年は派遣元団体にご配慮をいただき、期間延長などしておりますが、職員の派遣期間は原則2年であり、今後は毎年半数の職員が入れ替わることによりまして、実務経験者が不足し、事務の継続性という点において、支障をきたす恐れがあると認識をいたしてお

ります。

構成市町村におかれましては、それぞれ違う団体から派遣されている職員が、組織を運営しているという当広域連合の特殊性をご理解いただきまして、職員の派遣の際には、それぞれの分野において実務経験者を派遣していただき、安定した業務運営ができるようご協力をよろしくお願いしたいと思います。

○議長（大野 通君） 19番、山田 豊君。

〔山田 豊君登壇〕

○19番（山田 豊君） 19番、山田 豊でございます。保険料の軽減に関することですが、後期高齢者医療保険料の軽減については、今年度、来年度以降と新たな軽減措置が決定していますが、継続的かつ分かりやすい保険料の算定方式を要望したいと思います。

現行の均等割の2割、5割、7割軽減に加え、来年度からは9割軽減が実施され、また所得割の軽減も実施が予定されていますが、継続的で分かりやすい算定方式を国に要望していただきたいこととございます。

後期高齢者保険料を県単位の広域連合で決定することの長所は、保険料の地域格差をなくすることであると思いますが、これだけ、変更や経過措置があつては高齢者である被保険者は当然であるが、説明する側である市町村職員でさえ、戸惑ってしまうような状況であります。

これに、市町村単位で軽減措置などを個別実施すれば、新たな地域格差や事務を煩雑にすることになってしまうわけとございます。是非、継続的かつ分かりやすい保険料の実施を国へ要望をお願いしたいと思います。

○議長（大野 通君） 広域連合長、細江茂光君。

〔細江茂光君登壇〕

○広域連合長（細江茂光君） ただいまのご質問にお答えいたします。保険料の算定方式等に関するご質問であります。先ほど申し上げましたように、後期高齢者医療制度は、高齢者の方々に対する医療制度でありまして、高齢者の方々のお気持ち、あるいは置かれている状況についても十分配慮していく必要があることは、皆様認識されていることであります。

先ほども申し上げましたように、75歳以上の方々は、かつて社会を力強く支えてこられた方々でありまして、すべての国民が敬いや感謝の気持ちを持って、支えていくことは大変重要であると思っています。

こうした中で、6月12日に政府・与党におきまして、高齢者医療の円滑な運営のための負担の軽減等についてが取りまとめられました。

平成21年度以降の恒久的な対策といたしましては、均等割の9割軽減世帯の新設、年金収入211万円までの方の所得割額の5割軽減の新設、市町村におけるきめ細やかな相談体制の整備など、が見直しの柱となっております。ご指摘のとおり保険料の算定方式につきましては、依然として分かりにくい方法と感ずる方が多くおられることは事実であります。

従来から申し上げておりますが、制度設計や見直しに当たりましては、加入者にもっとも身近で、後期高齢者医療制度を担っております、我々基礎自治体の意見を十分聞いてほしいことを申し上げておりますが、今後とも強く要望してまいりたいと考えております。

今後におきましても、高齢者の方々が安心して、なおかつ分かりやすい制度となるように、検証や運用を踏まえ、国などに対して、あらゆる機会を通じて、要望を行ってまいりたいと考えているところであります。

○議長（大野 通君） 24番、日置敏明君。

〔日置敏明君登壇〕

○24番（日置敏明君） 24番、日置敏明でございます。私からは、被保険者へのさらなる制度周知についてご質問申し上げたいと思います。

この後期高齢者医療制度についてでございますが、4月からのいろいろ混乱等がございました原因のひとつは、やはり制度の難しさという問題もございますが、やはりこの制度の周知徹底、分りやすく国民の皆様、あるいは被保険者の皆様に説明をすることが十分ではなかったということにあると思っております。

そういった意味で、基礎的自治体である市町村においても、一生懸命周知徹底に努めておりますけれども、今後もさらに国、あるいは広域連合、そして各市町村において制度の周知に努める必要があると考えているところでございます。

そこで、第1点ですが、今回の改正点を含んで、国においてこれまで以上の広報活動を行っていただくよう要望する必要があると思います。ぜひ要望していただきたいと思いますが、この点についてどのようにお考えであるかということ。

それから第2点でございますが、ただいま各市町村における広報活動への助成ということで補正がなされたわけでございますが、各市町村における広報活動とともに、この広域連合として、今後さらなる周知方法についてどのようにお考えであるか、またその際、広域連合から直接被保険者に対して、周知する方法などについてどのように検討されているか、こういった点について伺いをいたしたいと存じます。

○議長（大野 通君） 事務局長、笠井恒明君。

〔笠井恒明君登壇〕

○事務局長（笠井恒明君） 被保険者への制度周知に関しますご質問にお答えします。

4月の制度開始当初、制度の周知不足もございまして、多くの苦情、問い合わせが寄せられました。

昨年度の準備期間中におきます制度周知につきましては、準備の途中で制度の内容等が一部変更になったりと、市町村の職員の方々には、事前の制度周知に関し、大変なご苦勞をおかけしたと考えております。

こうした状況の中、全市町村と共同で広報計画を策定し、リーフレットの配布を含め、市町村の広報紙、関係機関紙等に7回、医療機関に対してポスター等の配布を3回、また、3月の保険証発送時には、後期高齢者医療制度のしおり等を同封いたしまして、広報活動に努めてまいったところでございます。

次に、制度開始以降につきましては、ラジオ出演による広報、さらには県内の約8割を確保できる新聞紙に長寿医療制度に関する全面広告等を4月3日に掲載し、周知に努めたところでございます。

今後におきましては、従来のマスメディアを利用した広報に努めるとともに、高齢者の方々おひとりお一人に分かりやすいパンフレット等の作成などにより、周知の徹底を図ってまいりたいと考えております。

また、制度周知に関する国に対しての要望は、5月14日の全国の事務局長会議におきまして、また、6月26日に東海4県広域連合の事務局長の連名で、厚労省において十分な周知を行うよう要望書をすでに提出しているところでございますが、引き続き国の動向によっては検

討していきたいと考えております。

いずれにいたしましても国、県、市町村と緊密に連携を取りながら、高齢者の方々に安心していただけるよう制度の周知に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（大野 通君） 25番、野村 誠君。

〔野村 誠君登壇〕

○25番（野村 誠君） 25番、下呂市長の野村でございます。通告に従いまして質問させていただきます。

まず、第1点目、後期高齢者医療制度における問題点についてお伺いします。

4月から、75歳以上の高齢者を対象とした後期高齢者医療制度が施行されましたが、高齢者はもとより、全国の自治体や議会、医師会、医療関係者などからも制度の廃止を求める要望等が相次いでいると聞いております。

当下呂市におきましても、6月定例会におきまして、後期高齢者医療制度を中止し、廃止を求める意見書が採択されまして、国の関係機関に提出されております。こうした要望が出される背景には、この制度に多くの問題点があると考えられます。

問題の一つには、本人の了解なしに書類を送りつけ、年金から保険料を天引きするという点にあり、高齢者の生活を賄う大切な年金からの控除であるため、高齢者の反感を買ったものと考えられます。

第二には、統計的にも75歳以上の高齢者は病気になりやすく、医療機関を受診し、多額の保険を使うことは当然でありまして、その者だけを対象とする保険制度を作ることは、余りにもリスクが高すぎるとともに、保険料が高くなるのではないかという、高齢者の不安があると考えられます。

第三には、高齢者が受けたい医療が制限されたり、保険料の滞納による保険証の取り上げなどの新しい制度が付加されたことが、高齢者の不安を増しているものと考えられます。

こうした問題点による高齢者の不安が制度廃止への要望となっており、高齢者を軽視するなどの意見と考えられます。

今年度、来年度におきましては、特別対策において、保険料の減免等の措置が行われますが、膨大な事務量を生み出し、その経費もまた膨大となっております。今後、高齢者の方にも理解され、制度を安定したものとするためには、どこをどのように改善し、どのように進めていくべきかの考えをお尋ねいたします。

2点目でございます。国への要望についてでございます。

後期高齢者制度の安定的な継続を図るには負担の維持が必要であります。老人の公的年金より介護保険、後期高齢者医療、住民税が徴収されることが決まっています。

こうした中、高齢者人口の増加により、医療費はさらに増大し、保険料を負担する現役世代は減少してまいります。老人にかかる医療負担はさらに増加することが懸念され、老人の生活自体を脅かすことが心配されています。

また、若年世代の医療負担はこれ以上増やせない状況でもあります。この後期高齢者医療制度が将来にわたり安定的な経営が出来るよう、国は福祉全般を見据えた抜本的な税制改革をすべきであると考えております。このことを広域連合から国に対して、要望する必要があると考えますが、考えをお聞きしたいと思います。以上であります。

○議長（大野 通君） 広域連合長、細江茂光君。

〔細江茂光君登壇〕

○広域連合長（細江茂光君） ただいまの２点のご質問にお答えいたします。２点とも制度の安定化、税収の確保、国の施策に関することと思いますが、私どもの考え方につきまして簡単に触れてみたいと思います。

先の議員の方にもお答えいたしましたように、どうしても弱い高齢者の方々でありますので、例えばいろんな書類を見ても書類の中身がわからない、読む力がない、という実態に合った制度にしていけないといけないと思っているところであります。

そういうことも踏まえて、今回負担の軽減などについて改正がなされてきているわけですが、制度につきましては、私ども申し上げたいのは、国民健康保険、介護保険に加えて、後期高齢者医療制度が加わったわけでありまして、こういう制度設計、あるいは制度の見直しについては、我々地方の意見を十分に聞いて、それを反映させながらすすめていくことが、我々の催促できる制度安定化に向けた唯一の努力ではないかと思っております。先ほどから議論がありますように、制度の周知徹底という部分が大変重要であると考えます。

それから財源についての問題であります。これまで老人保健制度がありましたが、各世代間の負担についての明確な原則の規定がなかったわけでありまして。今回そういうことも改定しよう、今までですと公費と各保険者だけで賄っていたものを、今回改定がなされまして、公費から５割、現役世代から４割、高齢者が１割と負担割合がはっきりされまして、持続可能な制度にしていこうとなされているところであります。

また、小さな自治体で運営していくことは大変だということで、広域連合で運営することになりまして、現在に至っているわけでありまして。

一方で、医療費はもとより社会保障関係費が増えていくのは、議員のご指摘のとおりでありまして、今後大幅に増加してくる財源の確保は、大変重要な課題であると認識をいたしております。

現在、国においても社会保障国民会議において、社会保障政策と財源のあり方について議論がなされているところでありまして、そのあたりの推移を十分見守っていく必要があると思っておりますが、我々の将来の生活を安心させるための財源については、我々も真剣に考えていかなければならないと認識をいたしております。

○議長（大野 通君） ３７番、岡崎和夫君。

〔岡崎和夫君登壇〕

○３７番（岡崎和夫君） 池田町の岡崎でございます。通告に従いまして一般質問、あるいは要望していただくようお願いを申し上げます。

長寿医療制度に名前が変わって、国において色々と審議がされ、今日までにそれぞれ問題、課題が多く出て、その度に経過措置がとられ、あるいは制度改正がなされ、その度に現場としては該当する皆様に説明するのに非常に困難をきたしているのが実態でございます。

私ども池田町におきましては、後期高齢者に該当する皆様方にチラシを作って、２回ほど改めて調査して、刷らしていただきました。それでもなお、７５歳以上の方には、制度が分りにくいと毎日大変多くの方が見え、特にこの７月、本算定が終わってから１週間ほど、毎日５０名から６０名の方がお見えになり、窓口の対応が大変な状況であります。

そういった状況の中で、いろいろ資料を見ておりますと、スペースを改造したり、あるいは端末を増設したりする場合に、財源を特別調整交付金で手当するということが既に来ておりま

す。それだけでは実際には対応できない、やはり改造するまでもなく、他のスペースを使いながら職員の増員もしなければならないという状況でありますので、そういった人件費の配慮もお願いしたい。

また、システムの方も改正されていくようですけれども、見直しの場合は、十分な準備期間と必要な財源の確保をしていただくことも必要ではないかという思いをしております。

また、7月の本算定から保険料の確定通知を送りましたけれども、実際の保険料賦課は、個人単位が基本であると思っておりますが、軽減の判定が世帯単位になっております。これも今までの保険料の払い方について、各家庭においての状況が違ってきているとお話ししてもなかなか理解してもらえない。それぞれの世帯によって状況が違うということからも、これからの制度改正に向けて、明確な簡単なものにしていただけるようお願いしたい。

そういった状況を踏まえて、色々と今まで、岐阜県としての広域連合から要望していただいていると思いますけど、こういった制度が安定できるよう、高齢者の方でも理解ができるように、簡単で分かりやすい制度に向けて改正してもらえるように、今後とも引き続き要望していただきますようお願いを申し上げます。

○議長（大野 通君） 事務局長、笠井恒明君。

〔笠井恒明君登壇〕

○事務局長（笠井恒明君） 国に対する要望についてのご質問にお答えをいたします。

去る5月14日、全国の事務局長会議が開催され、制度の見直しを行う場合には、十分な準備期間と必要な財源の確保が必要であり、また、保険料賦課が個人単位であるにもかかわらず、軽減判定が世帯判定であること等、各広域連合から国に対し意見及び要望をいたしたところでございます。

そうしたなか、こうした意見等を反映し、政府・与党は去る6月12日に、高齢者医療の円滑な運営のための負担軽減等についてとして見直し方針が取りまとめられたところでございます。

この見直しに伴います対策を市町村が実施する場合には、地方の意見や実情を踏まえ、十分な準備期間を設けることと併せて、経費については国において万全の措置を講じ、地方へ負担を転嫁することのないよう、去る6月26日に東海四県の広域連合の事務局長の連名で、国に要望するとともに、この内容につきましては、翌日に県下市町村にご連絡をさせていただいたところでございます。

なお、この方針の中で、軽減判定基準の見直しにつきましては、今後、与党においてさらに検討すべき課題となっております。

いずれにいたしましても、国に対して、地方への新たな負担を転嫁することのないよう、あらゆる機会を捉え、要望を行ってまいりたいと考えております。

○議長（大野 通君） 以上で、一般質問を終結します。

閉議閉会

○議長（大野 通君） 今期定例会に付議されました事件は、すべて議了しました。よって、本日の会議はこれで閉じ、平成20年第2回岐阜県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会します。

午後3時2分開会

以上、会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議長

大 野 通

岐阜県後期高齢者医療広域連合議会副議長

安 江 和 芳

岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員

尾 藤 義 昭

岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員

岡 崎 和 夫